

第55回全国林業後継者大会実施計画作成等業務委託 仕様書

1 業務名

第55回全国林業後継者大会実施計画作成等業務

2 目的

第77回全国植樹祭の関連行事として開催する「第55回全国林業後継者大会」の開催目的を達成するため、「第55回全国林業後継者大会基本計画」を踏まえ、「第55回全国林業後継者大会実施計画」、「運営マニュアル」、「進行台本」等を作成する。

3 業務委託期間

契約日から令和9年3月26日まで

4 業務の内容

(1) 大会実施計画の作成

「第55回全国林業後継者大会 奈良2027 基本計画」に基づき、大会運営を行うための大会実施計画を作成する。計画書の構成は次のとおりとする。

- ①大会概要
- ②大会計画
- ③招待・参加者計画
- ④広報計画
- ⑤大会運営計画

(2) 運営マニュアルの作成

実施計画に基づき、運営マニュアルを作成する。マニュアルの構成は次のとおりとする。

- ①実施概要：大会概要、大会計画
- ②運営スタッフ：運営体制、運営スタッフリスト
- ③運営計画：会場計画、タイムスケジュール、係別業務マニュアル、舞台・音響・照明計画、サイン計画、交通計画、資材計画

(3) 進行台本の作成

実施計画及び運営マニュアルに基づき、各プログラムにおける「時間」、「舞台レイアウト」、「照明・音響」、「映像」、「司会コメント」を作成する。

(4) チラシ・ポスターの作成

- ①本大会を効果的にPRするためのチラシ2,000部を作成する。

②本大会を効果的にPRするためのポスター200部を作成する。

(5) その他

(1) から (4) の作成にあたっては下記の過去3大会を参考とし、それぞれの内容については、第55回全国林業後継者大会奈良県実行委員会事務局（奈良県環境森林部森林環境課内）と協議しながら決定することとする。

※過去の3大会

令和8年開催 第54回全国林業後継者大会 愛媛2026

令和7年開催 第53回全国林業後継者大会 埼玉2025

令和6年開催 第52回全国林業後継者大会 おかやま2024

5 成果品の提出

(1) 大会実施計画 3部

(カラー、A4判・縦、両面印刷、加除式ファイル)

(2) 運営マニュアルの作成 3部

(カラー、A4判・縦、両面印刷、加除式ファイル)

(3) 進行台本の作成 3部

(カラー、A4判・縦、両面印刷、加除式ファイル)

(4) 上記(1)から(3)の電子データファイル(CD又はDVD) 1枚

※ Microsoft Word(2010以降)、PowerPoint(2010以降)、Excel(2010以降)を使用すること。また、オリジナルファイル及びPDFファイルを提出すること。

(5) チラシ 2,000部

(カラー4色刷、A4判・縦、両面刷、再生コート紙A判70.5kg)

(6) ポスター 200部

(カラー4色刷、B2判・縦、片面刷、再生コート紙B判130.5kg、チラシ表面のデザインと共通、B5サイズに折って納品)

(7) 上記(5)の電子データファイル(PDF形式 CD又はDVD) 1枚

6 その他事項

(1) 受注者は、本業務の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者1名を選任し、業務実施方法、進捗状況の確認等、本業務の円滑な実施のために、発注者と定期的に連絡調整を行うこと。

(2) 受注者は、成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下、同じ。)を発注者に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を受注者の責任において処理すること。

- (3) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受注者は当該既存著作物等の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。
- (4) 大会実施計画については、発注者が指示する日（令和8年11月を予定）までに中間案を電子データファイル（PDF形式 CD又はDVD）で提出すること。
- (5) チラシ及びポスターについては、発注者が指示する日（令和8年12月を予定）までに提出すること。
- (6) 大会に係る出演者及び司会者の選定・手配については、原則として発注者が行うものとする。
- (7) 大会に係る送迎バス等の交通の選定・手配については、原則として発注者が行うものとする。
- (8) 大会に係る展示、物販、記念品の選定・手配については、原則として発注者が行うものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、その都度発注者の指示を受けて処理すること。
- (10) 受注者は、発注者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (11) 本業務の実施にあたり、疑義が生じた時は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。